

監査結果の講評 ～評議員選任関係～

令和7年4月15日
監査指導課

評議員選任・解任委員会の運営について

評議員選任・解任委員会の運営については、評議員選任・解任委員会の運営についての細則等で定めていると思いますので、各法人で確認してください。

評議員選任候補者議案について

定款で「選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。」と定めている場合は、評議員候補者の選任議案は理事会で決定してください。理事長の決定ではありません。

評議員選任・解任委員会の議事進行について

選任の理由等について説明するために、理事が評議員選任・解任委員会に出席することは問題ありません。

ただし、理事が議事の進行をすることは決議に影響を与えることになるため、適切ではありません。

同様の理由から、議決の際に、理事は退席し、その旨を議事録に記載することが望ましいです。

評議員選任・解任委員会の議事録について

適正な手続きにより評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすために、議事録を作成してください。（10年間保存しておくことが望ましいです。）

議事録の作成や署名人についても、評議員選任・解任委員会の運営細則等に定めておくことが望ましいです。

評議員選任・解任委員の就任承諾について

評議員選任・解任委員についても、役員・評議員と同様に就任承諾書等を徴収することが望ましいです。

また、任期途中で退任する場合は、退任届等を徴収することが望ましいです。

評議員選任・解任委員の欠格事項について

評議員選任・解任委員の欠格事項については法令で定められていません。

しかし、役員や評議員と同様に評議員選任・解任委員においても評議員選任・解任委員会の運営細則等に欠格事項を定め、欠格事項に該当しないことの確認を行うことが望ましいです。

社会福祉法人の運営について不明な点がありましたら、監査指導課 法人施設担当(221－2387)までお問い合わせください。